

別表(第3章第1節関連)日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策計画を作成して津波に関する防災対策を講ずべき者に係る区域

函館市	弁天町、大町、大手町、末広町、豊川町、若松町、海岸町、万代町、浅野町、港町1丁目、港町2丁目、港町3丁目
釧路市	新野(JR根室本線から海側の区域に限る。)、大楽毛(JR根室本線から海側の区域並びにJR根室本線との交会点以北の一般国道38号から市道大楽毛西通、市道はまなす1号を経て市道はまなす1線間南側の区域に限る。)、大楽毛南1丁目(1番及び2番の各区域に限る。)、大楽毛南3丁目(1番の区域に限る。)、大楽毛南5丁目(2番の区域に限る。)、星が浦南4丁目(5番の区域に限る。)、星が浦南5丁目(1番の区域に限る。)、星が浦南6丁目、西港1丁目、西港2丁目、西港3丁目、西港4丁目、新富士町1丁目(一般国道38号、市道新富士2号及び臨港道路東跨線橋から新釧路河岸の区域に限る。)、住之江町(12番の区域に限る。)、川端町(4番、5番及び6番の各区域に限る。)、喜多町(10番の区域に限る。)、宝町(4番及び10番の各区域に限る。)、浜町(4番及び5番を除く区域に限る。)、海運1丁目、海運2丁目、海運3丁目、南浜町(1番、2番、3番及び7番の各区域に限る。)、浪花町3丁目、浪花町4丁目、幸町3丁目、幸町4丁目、幸町5丁目、幸町6丁目、錦町2丁目、錦町5丁目、黒金町6丁目、黒金町7丁目、北大通1丁目、北大通5丁目、北大通6丁目、末広町1丁目、末広町5丁目、末広町6丁目、栄町1丁目、川上町2丁目、旭町(1番、13番、23番、24番、27番、28番及び29番の各区域に限る。)、新釧路町(一般国道44号から釧路河岸の区域に限る。)、古川町(市道川北通から釧路河岸の区域に限る。)、材木町(1番、15番、16番及び22番の各区域に限る。)、城山1丁目(1番及び2番の各区域に限る。)、大川町(1番、2番及び3番の各区域に限る。)、大町1丁目(1番の区域に限る。)、入舟3丁目(1番の区域に限る。)、入舟4丁目(1番の区域に限る。)、入舟5丁目(1番の区域に限る。)、入舟6丁目(1番の区域に限る。)、港町(3番を除く区域に限る。)、知人町(5番を除く区域に限る。)、弁天ヶ浜、米町4丁目(3番及び8番の各区域に限る。)、弥生1丁目(3番及び14番の各区域に限る。)、宮本2丁目(5番の区域に限る。)、柏木町(8番、9番及び10番の各区域に限る。)、千代ノ浦、興津3丁目(8番、9番及び10番の各区域に限る。)、益浦2丁目(19番、20番、24番及び27番の各区域に限る。)、益浦3丁目(4番の区域に限る。)、益浦4丁目(3番、4番、5番、6番、7番、8番及び9番の各区域に限る。)、桂恋、三津

	<p>浦(市道桂恋三津浦線から海側の区域に限る。)、音別町海光 1 丁目、音別町海光 2 丁目、音別町海光 3 丁目、音別町風連 1 丁目、音別町本町 1 丁目、音別町本町 2 丁目、音別町本町 3 丁目、音別町中園 1 丁目(市道中園 5 号線及び市道中園朝日線以南の区域に限る。)、音別町あけぼの 1 丁目、音別町あけぼの 2 丁目、音別町朝日 1 丁目、音別町朝日 2 丁目、音別町尺別(一般国道 38 号から海側の区域(尺別川以西の区域に限る。))に限る。)、音別町直別(一般国道 38 号から海側の区域に限る。)、音別町中音別(一般国道 38 号から海側の区域に限る。)</p>
根室市	<p>琴平町一丁目(根室港区臨港地区の区域に限る。)、海岸町一丁目、海岸町二丁目、本町三丁目(市道横 2 号線から海側の区域に限る。)、本町四丁目(市道横 2 号線から海側の区域に限る。)、本町五丁目(道道根室半島線及び市道横 2 号線から海側の区域に限る。)、弥生町一丁目(道道根室半島線から海側の区域に限る。)、平内町二丁目(道道根室半島線から海側の区域に限る。)、光洋町五丁目、桂木、花咲港(市道花咲港小学校通学道路及び市道オツカイベツ道路以南の区域(市道花咲港観光道路以西の区域に限る。))に限る。)、温根沼、東梅(一般国道 44 号から海側の区域に限る。)、長節、浜松(道道根室浜中釧路線から海側の区域に限る。)、昆布盛(道道根室浜中釧路線から海側の区域に限る。)、落石西、槍昔、友知(道道友知牧之内線及び市道友知 2 号線以西の区域に限る。)、双沖一丁目、双沖二丁目、齒舞一丁目、齒舞二丁目、齒舞三丁目(79 番地、80 番地、82 番地、83 番地、84 番地、85 番地、86 番地、88 番地 1、88 番地 2、108 番地 1、108 番地 2、109 番地、110 番地 1、110 番地 2、111 番地 1、224 番地 1、224 番地 2 の各区域に限る。)、齒舞四丁目、齒舞五丁目(市道齒舞海岸線以西の区域に限る。)、瑛瑤瑠二丁目(市道瑛瑤瑠海岸線以西の区域に限る。)、温根元(道道根室半島線から海側の区域(市道温根元 1 号線以东の区域に限る。))に限る。)</p>
北斗市	<p>七重浜 1 丁目、七重浜 8 丁目(一般国道 228 号から海側の区域に限る。)、東浜 1 丁目、東浜 2 丁目(一般国道 228 号から海側の区域に限る。)、中央 2 丁目(一般国道 228 号から海側の区域に限る。)、飯生 1 丁目(一般国道 228 号から海側の区域に限る。)、谷好 4 丁目、富川 1 丁目、茂辺地 1 丁目、茂辺地 2 丁目、当別 3 丁目</p>
勇払郡厚真町	<p>字浜厚真(J R 日高本線から海側の区域に限る。)</p>
勇払郡むかわ町	<p>晴海、汐見(J R 日高本線から海側の区域に限る。)</p>
沙流郡日高町	<p>字富浜(町道富浜 4 号線及び町道富浜本町 6 号線から海側の区域に限る。)、門別本町(町道本町 15 号線、町道本町 15 号線から道道正和門別停車場線間の町道緑町本町 1 号線、町道緑町本町 1 号線から一般国道 235</p>

	号間の道道正和門別停車場線及び道道正和門別停車場線との交会点以東のＪＲ日高本線から海側の区域に限る。)、字清畠(一般国道 235 号から海側の区域(慶能舞川左岸以東の区域に限る。))に限る。)、字厚賀町(ＪＲ日高本線から海側の区域に限る。)
新冠郡新冠町	字本町(町道新冠市街地線 1 号支線との交会点以西のＪＲ日高本線、ＪＲ日高本線との交会点から町道浜通り線との接点間の町道新冠市街地線 1 号支線、町道浜通り線及び町道浜通り線との接点以東の町道新冠市街地線 2 号支線から海側の区域に限る。)、字節婦町(ＪＲ日高本線から海側の区域に限る。)、字大狩部(町道大狩部本郷井旗線との交会点以東の一般国道 235 号及び一般国道 235 号との交会点から町道大節婦線との交会点間の町道大狩部本郷井旗線から海側の区域並びに町道大狩部本郷井旗線との交会点から大節婦川との交会点間の町道大節婦線以東の区域に限る。)
浦河郡浦河町	大通 1 丁目、大通 4 丁目、大通 5 丁目、築地 1 丁目、築地 2 丁目、築地 3 丁目、浜町、入船町、堺町東 2 丁目、堺町東 4 丁目、東町うしお 1 丁目、荻伏町、字月寒、字白泉、字東幌別、字西幌別、字井寒台、字東栄
様似郡様似町	字鶴苫、西町、港町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、会所町、栄町、大通一丁目、大通二丁目、大通三丁目、字平宇、字冬島、字幌満、字旭
幌泉郡えりも町	字近浦、字笛舞、字大和(町道野津内線との交会点から町道サッコツ野津内線との交会点間及び町道夕陽ヶ丘 2 号線との交会点以南の一般国道 336 号から海側の各区域に限る。)、字本町(一般国道 336 号から海側の区域に限る。)、字新浜(町道新岸内通り線以北の一般国道 336 号から海側の区域(一般国道 336 号及び町道新浜団地 1 号線で囲まれた区域を除く。))に限る。)、字歌別(道道襟裳公園線との交会点以北の一般国道 336 号及び道道襟裳公園線から海側の区域に限る。)、字東洋(道道襟裳公園線から海側の区域並びに町道焼別・苫別線、道道襟裳公園線及び町道油駒・折別線で囲まれた区域に限る。)、字えりも岬(町道えりも岬市内線の起点との交会点以北及び町道えりも岬観光通り線の起点との交会点から町道えりも岬市内線の終点との交会点間の道道襟裳公園線、町道えりも岬市内線、町道岬浜通り線との交会点以北の町道えりも岬観光通り線及び町道岬浜通り線から海側の区域に限る。)、字庶野(町道庶野公住通り線との交会点以北の一般国道 336 号、町道庶野公住通り線及び町道庶野公住通り線との交会点以東の町道千平・ルーラン線から海側の区域、一般国道 336 号、町道庶野シトマン線及びシトマン川に囲まれた区域並びに一般国道 336 号と町道庶野学校通り線に囲まれた区域に限る。)、字目黒

日高郡新ひだか町	<p>静内海岸町 1 丁目、静内古川町 1 丁目、静内古川町 2 丁目、静内入船町 (一 般国道 235 号から海側の区域に限る。)、東静内(一般国道 235 号から海側の 区域に限る。)、静内春立(一般国道 235 号から海側の区域並びに一般国道 235 号、道道西端・春立線、JR 日高本線及び布辻川で囲まれる区域 に限る。)、三石本町(三石漁港並びに 4 番地 1、4 番地 3、4 番地 5、4 番 地 6、4 番地 7、4 番地 8、4 番地 9、4 番地 10、4 番地 11、4 番地 12、 4 番地 14、18 番地 3、20 番地 1、20 番地 2、20 番地 3、20 番地 4、20 番 地 5、20 番地 6、20 番地 9、26 番地 14、494 番地 1、494 番地 2、495 番 地 1、495 番地 2、495 番地 3、495 番地 4 及び 495 番地 5 の各区域に限 る。)、三石鳧舞(町道鳧舞 3 号線(一般国道 235 号及び町道鳧舞 6 号線 と接する区間)から海側の区域に限る。)</p>
広尾郡大樹町	<p>字浜大樹、字旭浜、字晩成(町道ホロカヤントー線との接点以南の一般国 道 336 号、町道ホロカヤントー線、町道南 7 線及び町道生花湖畔線から 海側の区域に限る。)</p>
広尾郡広尾町	<p>会所前一丁目、会所前二丁目、会所前三丁目、会所前四丁目、会所前五 丁目、会所前六丁目、並木通東四丁目、字茂寄((町道中広尾道路との接 点から西広尾川との合流地点間の東広尾川、東広尾川左岸との接点から 町道南 3 線との接点間の町道中広尾道路及び町道南 3 線以北の区域(西 広尾川以南の区域に限る。))に限る。)、字フンベ、字美幌、字音調津</p>
中川郡豊頃町	<p>大津元町、大津幸町、大津寿町、大津港町</p>
十勝郡浦幌町	<p>字直別、字直別基線、字直別西 1 線、字厚内、字厚内 1 条通 2 丁目、字 厚内 1 条通 3 丁目、字厚内 1 条通 4 丁目、字厚内 1 条通 5 丁目、字厚 内 2 条通 2 丁目、字厚内 2 条通 3 丁目、字厚内 2 条通 4 丁目、字厚内 2 条通 5 丁目、字厚内 2 条通 6 丁目、字厚内 3 条通 2 丁目、字厚内 3 条 通 5 丁目、字厚内 3 条通 6 丁目、字厚内大通、字厚内大通 1 丁目、字厚 内大通 2 丁目、字チブネオコッペ、字オコッペ、字昆布刈石、字十勝太、 字チャロ、字十勝太北 1 条東 3 丁目、字十勝太北 1 条東 4 丁目、字十勝 太北 1 条東 5 丁目、字十勝太北 1 条東 6 丁目、字十勝太北 2 条東 4 丁 目、字十勝太北 2 条東 5 丁目、字十勝太北 2 条東 6 丁目、字十勝太 大通東 1 丁目、字十勝太大通東 2 丁目、字十勝太大通東 3 丁目、字十勝太 大通東 4 丁目、字十勝太大通東 5 丁目、字十勝太南 1 条東 1 丁目、字 十勝太南 1 条東 2 丁目、字十勝太南 1 条東 3 丁目、字十勝、字下浦幌、 字下浦幌東 4 線南、字下浦幌東 5 線南、字下浦幌東 6 線南、字ヌタベッ ト、字トイトッキ</p>

釧路郡釧路町	大字昆布森村(字ボン又飯時、字又飯時、字地嵐別、字宿徳内及び字アチヨロベツの各区域に限る。)、昆布森 1 丁目、昆布森 2 丁目、昆布森 3 丁目、昆布森 4 丁目、大字跡永賀村(字跡永賀の区域に限る。)、大字仙鳳趾村(62 番、字老者舞、字知方学、字別太(道道根室浜中釧路線から海側の区域に限る。)、字ボンベツブト、字ボンピラ及び字重蘭窮の各区域に限る。)
厚岸郡厚岸町	湾月町 1 丁目、湾月町 2 丁目、湾月町 3 丁目、若竹町 1 丁目、若竹町 2 丁目、若竹町 3 丁目、若竹町 4 丁目、松葉町 1 丁目、松葉町 2 丁目、松葉町 3 丁目、松葉町 4 丁目、奔渡町 1 丁目、奔渡町 2 丁目(道道別海厚岸線から海側の区域に限る。)、奔渡町 3 丁目(道道別海厚岸線から海側の区域に限る。)、筑紫恋、床潭(道道床潭筑紫恋線及び町道床潭末広間道路から海側の区域に限る。)、末広、小島、字港町、字真栄町 1 条、字宮園町(J R 根室本線から海側の区域に限る。)、字白浜町(J R 根室本線から海側の区域並びに 39 番、40 番、45 番、46 番、47 番、50 番、51 番、52 番、53 番、54 番、55 番、58 番、59 番、60 番、61 番、62 番、65 番及び 66 番の各区域に限る。)、門静 1 丁目(一般国道 44 号から海側の区域に限る。)、門静 2 丁目、門静 3 丁目、門静 4 丁目
厚岸郡浜中町	藻散布、丸山散布 1 丁目、丸山散布 2 丁目、火散布、養老散布、渡散布、琵琶瀬、仲の浜、嶮暮帰、新川、新川西 1 丁目、新川東 1 丁目、新川東 2 丁目、霧多布東 1 条 1 丁目、霧多布東 1 条 2 丁目、霧多布東 2 条 1 丁目、霧多布東 2 条 2 丁目、霧多布東 3 条 1 丁目、霧多布東 3 条 2 丁目、霧多布東 4 条 1 丁目、霧多布西 1 条 1 丁目、霧多布西 1 条 2 丁目、霧多布西 2 条 1 丁目、霧多布西 2 条 2 丁目、霧多布西 3 条 1 丁目、霧多布西 3 条 2 丁目、霧多布西 4 条 1 丁目、湯沸(道道霧多布岬線及び町道湯沸 1 号道路以南の区域に限る。)、暮帰別東 1 丁目、暮帰別東 2 丁目、暮帰別東 3 丁目、暮帰別西 1 丁目、暮帰別西 2 丁目、暮帰別西 3 丁目、大字琵琶瀬村(普通河川新川から海側の区域に限る。)、榊町、後静、幌戸、奔幌戸、羨古丹、仙鳳趾、貰人、恵茶人
白糖郡白糖町	西 1 条北 1 丁目、西 1 条北 2 丁目、西 1 条北 3 丁目、西 3 条北 1 丁目、西 3 条北 2 丁目、西 4 条北 1 丁目、西 4 条北 2 丁目、東 1 条北 1 丁目、東 1 条北 2 丁目、東 2 条北 1 丁目、東 2 条北 2 丁目、東 3 条北 1 丁目、西 1 条南 1 丁目、西 1 条南 2 丁目、西 1 条南 3 丁目、西 1 条南 4 丁目、西 2 条南 3 丁目、東 1 条南 1 丁目、東 1 条南 2 丁目、東 1 条南 3 丁目、東 1 条南 4 丁目、東 2 条南 1 丁目、東 2 条南 2 丁目、東 2 条南 3 丁目、東 3 条南 1 丁目、東 3 条南 2 丁目、岬 1 丁目、岬 2 丁目、岬 3 丁目、刺牛 1 丁目、刺牛 2 丁目、刺牛 3 丁目、刺牛(J R 根室本線

	<p>から海側の区域に限る。)、和天別(一般国道 38 号以南の区域(坂の丘公園を除く区域に限る。))に限る。)、庶路西 5 線、西庶路西 1 条南 3 丁目、西庶路西 1 条南 4 丁目、西庶路西 2 条南 2 丁目、西庶路西 2 条南 3 丁目、西庶路西 2 条南 4 丁目、西庶路西 3 条南 2 丁目、西庶路西 3 条南 3 丁目、西庶路西 4 条南 2 丁目、西庶路西 4 条南 3 丁目、西庶路西 5 条南 1 丁目、西庶路西 5 条南 2 丁目、西庶路東 1 条南 3 丁目、西庶路東 1 条南 4 丁目、西庶路東 2 条南 2 丁目、西庶路東 2 条南 3 丁目、西庶路東 2 条南 4 丁目、西庶路東 3 条南 2 丁目、西庶路東 3 条南 3 丁目、西庶路東 3 条南 4 丁目、庶路基線(町道庶路 1 号線及び町道庶路 2 号線以南の区域(庶路川左岸及び町道庶路原野乳呑線以東の区域に限る。))に限る。)、庶路東 1 線(町道庶路 2 号線以南の区域に限る。)、庶路東 2 線、庶路(JR 根室本線以南の区域に限る。)、庶路甲区(町道富留川 2 号橋通りと町道庶路大楽毛線間の町道工業団地東西 3 号通り、町道庶路大楽毛線とコイトイ川間の古川、古川との合流地点から町道庶路宮下線間のコイトイ川及び町道庶路宮下線以南の区域に限る。)、庶路乙区、庶路丙区、下庶路市街本通、コイトイ、タンネニー</p>
野付郡別海町	<p>野付、本別海(一般国道 244 号及び町道別海市街線から海側の区域(浜丸別幹線明渠以南及び別海港内私道以北の区域に限る。))に限る。)</p>
標津郡標津町	<p>字崎無異(一般国道 335 号から海側の区域に限る。)、字薫別(道道薫別川北線との交差点以北の一般国道 335 号及び道道薫別川北線から海側の区域に限る。)、字古多糠(一般国道 335 号から海側の区域に限る。)、字忠類(一般国道 335 号から海側の区域に限る。)、北 5 条東 1 丁目、北 6 条東 1 丁目、北 7 条東 1 丁目、北 8 条東 1 丁目、南 8 条東 1 丁目、字茶志骨(一般国道 244 号から海側の区域に限る。)</p>